

生活保護費のうち国が負担する費用の 割合の拡充を求める意見書

2008年9月に米国の名門投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことに端を発するリーマン・ショックにより、百年に一度といわれる不況が日本にも襲いかかり、その影響により生活に困窮をきたし、生活保護を求める方々が町田市でも急増している。

このような方々に対して、日本国憲法は第25条第1項の趣旨を実現するため、同条第2項において、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定している。

このように日本国憲法は、上記に引用したとおり、生存権の具体化について努力する義務を、日本国政府に対して課しており、それを受けて、生活保護法などの各種の社会福祉関係法が設けられている。

しかし、生活保護法第75条の規定により、町田市をはじめとする市町村及び都道府県が生活保護に関する費用のうち、4分の1の負担をしなければならない。

よって、町田市議会は、国に対し、生活保護にかかわる費用負担の割合をこれまでより増やすように、下記の事項の実現を強く求めるものである。

記

- 1、生活保護法第75条の規定を改め、市町村の生活保護に関する費用割合を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。